

神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱

昭和44年6月23日局長決定
最終改正 令和6年1月12日

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商店街・小売市場（以下「商店街等」という。）の発展と安全の確保を図るため、商店街等の街路灯などの電力料を補助することを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めるものである。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は商店街等の団体（任意団体を含む。）とする。

(補助対象施設)

第3条 補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象団体が設置管理する共同施設のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、個別の店舗の照明または広告を主とした施設は除くものとする。

- (1) 街路灯（道路上の独立柱）
- (2) アーチ（照明付）
- (3) 日よけ（照明付）
- (4) アーケード（照明付）

2 補助対象施設は次の各号の要件を備えるものでなくてはならない。

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち土地の所有者等がその権原に基づいて終日來客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 終夜点灯し、街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。
- (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。
- (4) 補助対象団体において適切な維持管理が行われていること。
- (5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の補助金交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、街路灯数に2千円を乗じた額とし、予算の範囲内において交付する。なお、補助対象団体が当該年度に支払う補助対象施設の電力料を超えないものとする。また、アーチ、日よけ、アーケードについては、次の各号に定める方法を用いて街路灯数に置き換えるものとする。

- (1) アーチは、道路を横断するものを2灯と換算し、それ以外は1灯と換算する。
- (2) 日よけ及びアーケードは、20㎡あたりの面積を1灯と換算する。なお、総面積が20㎡に達しない場合も、同様に1灯と換算する。また、総面積が20㎡を超える場合は、20㎡で除した数を四捨五入し、街路灯数を算出する。

2 その他、市長が必要と認める場合、別途算定方法を示し、補助金の額を定める。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則第5条第1項に基づき補助

金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 街路灯電力料補助金交付申請書（様式第1号または第2号）
- (2) 誓約書
- (3) 補助対象施設の概要がわかる資料
- (4) 電力会社の領収済証明書
- (5) 構成員名簿（当該年度に既に提出済の場合は不要）
- (6) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前条第2項が適用される年度においては、前項に掲げる書類に加え、別途必要と認める書類を提出しなければならない。

（補助金交付の決定および通知）

第6条 市長は規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により申請団体へ通知を行ったのち、速やかに当該金額を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は所管局長が別に定める。

附 則

- この要綱は昭和44年 6月23日から施行する。
- この要綱は平成12年 4月 1日から施行する。
- この要綱は平成17年10月 1日から施行する。
- この要綱は平成18年10月 1日から施行する。
- この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。
- この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。
- この要綱は平成30年12月17日から施行する。
- この要綱は令和 元年12月 2日から施行する。
- この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する。
- この要綱は令和 4年12月23日から施行する。
- この要綱は令和 6年 1月12日から施行する。